

改善報告書

大学名称 京都産業大学

(評価申請年度 2016 年度)

1. 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容
	指摘事項	経済学研究科、法学研究科、工学研究科及び先端情報学研究科の博士後期課程において、それぞれの課程におけるカリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合されているとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。
	評価当時の状況	博士前期課程の教育課程においては、基礎から専門・応用へと学修を進めることができるように教育課程を編成し、順次的、体系的な学修が行えるようにしていた。博士後期課程においては、概ねコースワークとリサーチワークに配慮した教育課程を編成していたものの、提言のあった一部の研究科においてはリサーチワークに重点が置かれ、適切に組み合わせた教育課程を編成していなかった。
	評価後の改善状況	<p>【大学全体】</p> <p>提言のあったリサーチワークとコースワークのカリキュラム編成については、「大学院FD委員会」でも取り上げられ、提言書として大学院長を介して4研究科長に対してカリキュラム編成の検討を求めた(資料 1-1-1)。これを受けて各研究科において検討した結果、工学研究科を除き、3研究科では課程制大学院制度の趣旨に基づき、コースワークを開設することとなった(資料 1-1-2、1-1-3)。</p> <p>工学研究科にあっては2016(平成28)年度よ</p>

	<p>り学生募集を停止している。現在、残る在籍者1名は、博士後期課程入学後、すでに5年を経過しようとしており、専ら博士論文の完成を目指していることから、既存のカリキュラム内容に留めている。</p> <p>この改善状況については、自己点検・評価報告書等に集約したうえ、2020（令和2）年2月27日開催の「全学自己点検・評価運営委員会」での審議を経た後、学長へ報告している（資料1-1-4、1-1-5）。「全学自己点検・評価運営委員会」の議事録や配付資料については、学内の電子掲示板を通して教職員に共有している。</p> <p>【経済学研究科】</p> <p>「経済学研究科将来構想検討委員会」において、コースワークの設定に向けた検討を行い、「経済学研究科後期指導教授会」での議を経て、2017（平成29）年度入学生から、研究指導教員の担当する専門科目8単位と特殊研究講義科目2単位を課するなど、コースワークを設けた（資料1-1-6）。</p> <p>【法学研究科】</p> <p>「法学研究科運営委員会」が主体となって改善を進めている。コースワークをより充実させるべく、各専攻における基礎知識の体系的な修得のための科目を次のように新設する。法律学専攻に「法律学総合特論（仮称）」、法政策学専攻に「法政策学総合特論（仮称）」を設ける。2021（令和3）年度実施を目標として、さらに検討を進める（資料1-1-7）。</p> <p>【工学研究科】</p> <p>工学研究科は2020（令和2）年度を最後に廃止される予定のため、新たなコースワークの設定はしていない。</p> <p>所属研究室でセミナーや他研究室との合同セミナーでの英語論文輪読や研究発表にさらに力</p>
--	---

		<p>をいれる。</p> <p>【先端情報学研究科】 「先端情報学研究科カリキュラム委員会」が主体となって改善を進めてきた。2017（平成 29）年度より、コースワーク科目である「先端情報学特別講義」を設置、開講した（資料 1-1-8）。</p> <p>以上のように各研究科において適切に改善が図られた。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-1-1 「大学院FD委員会提言書」</p> <p>1-1-2 「大学院委員会議事録（平成 26 年 9 月 24 日開催）」</p> <p>1-1-3 「京都産業大学大学院 2020 履修要項」</p> <p>1-1-4 「京都産業大学自己点検・評価報告書（令和元年 5 月 1 日現在）」</p> <p>1-1-5 「全学自己点検・評価運営委員会議事録（令和 2 年 2 月 27 日開催）」</p> <p>1-1-6 「経済学研究科後期指導教授会議事録（平成 28 年 9 月 15 日開催）」</p> <p>1-1-7 「法学研究科会議議事録及び資料（令和 2 年 1 月 15 日開催）」</p> <p>1-1-8 「先端情報学研究科会議議事録及び資料（平成 29 年 9 月 20 日開催）」</p>		
<p><大学基準協会使用欄></p>		
	<p>検討所見</p>	
<p>改善状況に対する評定</p>		<p>1 2 3 4 5</p>

No.	種 別	内 容
2	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	指摘事項	経済学部、経営学部、外国語学部、文化学部、理学部、理学研究科及び生命科学研究科においては、シラバスの内容に精粗がみられるため、学生の学修に資するシラバスとなるよう改善が望まれる。
	評価当時の状況	シラバスについては、Web シラバスを運用し、必須項目を設け、記載要領と記載例などを示して全学での統一化を図っていた。シラバスのチェック体制については、作成要領に沿った記述となっているかどうかを教学センターで確認していたほか、各学部のカリキュラム委員会等においても内容をチェックする体制としていた。ただし、提言のあった一部の学部、研究科のシラバスにおいては、毎回の授業内容の未記載、成績評価方法・基準のあいまいな記述や未記載があり、チェック体制が十分に機能していなかった。
	評価後の改善状況	<p>【大学全体】</p> <p>各学部の対応に関し、学部でのシラバスの記載内容については、作成要領を用いて、記載例も示しながら、教務委員会委員を通して教授会で周知するとともに、個々の教員へ依頼している（資料 1-2-1、1-2-2）。また、チェック体制については、事務局での体裁や記載事項の漏れ等をチェックした上で、学部でチェック者（教員）を定め、第三者によるチェックを行っている。</p> <p>各研究科でも学部と同様に、大学院委員会を通して統一した様式を用い、必須項目を設定し、教員へ周知している。チェック体制については、各研究科で問題点の指摘、修正を行っている（資料 1-2-3、1-2-4）。</p> <p>大学全体の対応として、今後は、この体制を継続しつつ、教員個々への周知・徹底と学部や研究科でのチェックに漏れがないよう徹底する。具体</p>

		<p>的には、例年 11 月以降の教務委員会や大学院委員会で、当該委員に理解を深めてもらい、学部や研究科でのチェック体制の強化を求めている。</p> <p>改善状況については、自己点検・評価報告書等に集約したうえ、2020（令和 2）年 2 月 27 日開催の「全学自己点検・評価運営委員会」での審議を経た後、学長へ報告している（資料 1-1-4、1-1-5）。「全学自己点検・評価運営委員会」の議事録や配付資料については、学内の電子掲示板を通して教職員に共有している。</p> <p>【経済学部】</p> <p>経済学部カリキュラム委員と、理論系、歴史系、実証系等の異なる分野の教員から構成されるチェック・チームにより第三者チェックを行い、すべてのシラバスを読み込み、不備のあったシラバスについては執筆担当教員に書き直しを命じている（資料 1-2-7）。すべての項目について記載内容の漏れ等の防止を図るため、Excel シートを用いてチェックが検証できるシステムを採用した。</p> <p>【経営学部】</p> <p>「運営委員会」並びに「学部教務委員会」で対応を協議し、演習科目に代表されるような複数教員が担当する科目において、従来の共通シラバスを作成する方式を改め、個々の教員がそれぞれ詳細な内容を記述する方式に変更した（資料 1-2-8、1-2-9、1-2-10）。それにより、受講生により正確で具体的な教育内容や方法が提示されるようになった。</p> <p>同時に、「学部教務委員会」による個々のシラバスのチェックを強化している。</p> <p>【外国語学部】</p> <p>カリキュラム委員会において改善策を検討し「シラバスチェックシート」を作成した。これを</p>
--	--	--

	<p>全教員に配布し、入稿前に必要事項が規定通りに記載されているかを確認することが教授会、学科会議等で周知された（資料 1-2-11、1-2-12）。</p> <p>【文化学部】 カリキュラム委員会の下に第三者チェック委員会を設置し、シラバスの点検を行うこととなった（資料 1-2-13、1-2-14）。各教員が作成した学部開講科目シラバスについて徹底した点検を行っている。</p> <p>【理学部】 シラバス提出後に理学部事務室及び各学科の教務委員を中心としてダブルチェックを行い、精粗がないことを確認している（資料 1-2-15）。</p> <p>【理学研究科】 シラバス提出後に理学部事務室及び大学院委員を中心としてダブルチェックを行い、精粗がないことを確認している（資料 1-2-16）。</p> <p>【生命科学研究科】 大学院委員及び教務委員を中心としてシラバスのチェックを行い、記入漏れや説明不足等、不備のあったシラバスについては執筆担当教員に修正を求め、改善を図っている（資料 1-2-17）。</p> <p>以上のように各学部・研究科において適切に改善が図られた。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-2-1 「教務委員会議事録（平成 30 年 12 月 5 日開催）」</p> <p>1-2-2 「学部シラバス作成要領」</p> <p>1-2-3 「大学院委員会議事録（平成 30 年 11 月 28 日開催）」</p> <p>1-2-4 「大学院シラバス作成要領」</p> <p>1-2-5 「シラバス（学部）」 https://syllabus.kyoto-su.ac.jp/syllabus_search/</p> <p>1-2-6 「シラバス（大学院）」</p>

https://syllabusgr.kyoto-su.ac.jp/syllabus_search/					
1-2-7	「経済学部教授会議事録（平成31年2月12日開催）」				
1-2-8	「経営学部運営委員会忘備録（令和元年12月25日開催）」				
1-2-9	「経営学部教務委員会議事録（令和2年1月8日開催）」				
1-2-10	「経営学部教授会議事録（令和2年1月15日開催）」				
1-2-11	「外国語学部教授会議事録（平成31年1月16日開催）」				
1-2-12	「外国語学部教授会議事録（平成31年3月18日開催）」				
1-2-13	「文化学部カリキュラム委員会議事録（平成31年4月3日開催）」				
1-2-14	「文化学部教授会議事録（平成31年4月17日開催）」				
1-2-15	「理学部教授会議事録（平成31年4月17日開催）」				
1-2-16	「理学研究科会議事録（平成31年4月17日開催）」				
1-2-17	「生命科学研究科会議事録（平成31年1月16日開催）」				
＜大学基準協会使用欄＞					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
3	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	指摘事項	全学的なFD活動として「学習成果実感調査」(授業アンケート)をはじめ、教員相互の公開授業などを実施しているものの、経済学研究科、理学研究科では独自の教育の観点からの調査結果の分析やFD活動が十分に行われていないため、改善が望まれる。
	評価当時の状況	大学全体として、教育内容・方法等の改善に取り組む体制として教育支援研究開発センターを設置し、同センター主導のもと、全学的にFD活動を進めていた。また、学部・研究科においても、独自の教育の観点から、それぞれにおいてFD活動を組織的・定期的に行っていた。しかしながら、提言のあった研究科においては、独自の教育の観点からのFD活動が十分に行われているとは言えなかった。
	評価後の改善状況	<p>【大学全体】</p> <p>大学院では、大学院におけるFD活動を推進する責任主体として、大学院FD委員会を設置し、各研究科で行われている自主的なFD活動に加え、教育の質向上とその総合的な推進等について議論・検討を行っている(資料1-3-1)。</p> <p>2011(平成23)年度に委員会を設置後、大学院教育の実質化や教育目的と3つのポリシーに係る検証をはじめ、博士後期課程のコースワークの開設や研究指導計画書の作成等について、各研究科に検証と改善を求めてきた。その結果、提言を受けていたコースワークとリサーチワークのカリキュラム編成の改善や、研究指導教員と大学院生との間で研究指導の方法や内容、1年間の研究指導計画を相互に確認する等、教育の質向上と指導体制の構築等に取り組んできた。</p> <p>さらに、2019(令和元)年度には、各研究科での教育・研究活動を検証するため、通学制の大学</p>

		<p>院生を対象にアンケート調査を実施し、2020（令和2）年度に分析する予定である。</p> <p>改善状況については、自己点検・評価報告書等に集約したうえ、2020（令和2）年2月27日開催の「全学自己点検・評価運営委員会」での審議を経た後、学長へ報告している（資料 1-1-4、1-1-5）。「全学自己点検・評価運営委員会」の議事録や配付資料については、学内の電子掲示板を通して教職員に共有している。</p> <p>【経済学研究科】</p> <p>大学院生が少数なため個々の教員の柔軟な対応により、研究科としてのFD活動は行ってこなかったが、2019（平成31）年度から研究科会議が主体となって「研究指導計画書」をもとに教員間で意見交換を行う形で、研究科としてのFD活動に取り組んでいる（資料 1-3-2）。</p> <p>【理学研究科】</p> <p>大学院委員や大学院FD推進委員が中心となってFD活動が行われている（資料 1-3-3）。その活動の一部として、各教員が作成した「研究成果報告書」を理学研究科会議や大学院説明会等で、他の教員や学生に配布して、各教員の教育・研究成果を周知している。また、必要に応じて「研究指導計画書」を研究科教員間で相互チェックすることで、研究指導内容の改善を行っている。</p> <p>以上のように各研究科において適切に改善が図られた。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-3-1 「大学院FD委員会議事録（平成28年6月28日開催）」</p> <p>1-3-2 「経済学研究科会議議事録（平成29年8月31日開催）」</p> <p>1-3-3 「理学研究科会議議事録（令和元年6月19日開催）」</p>		
<p><大学基準協会使用欄></p>		
<p>検討所見</p>		

	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
4	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	編入学定員に対する編入学生数比率について、経済学部経済学科が 0.57、経営学部ソーシャル・マネジメント学科が 0.25、法学部法律学科が 0.55、同法政策学科が 0.50 と低いため、改善が望まれる。
	評価当時の状況	編入学定員に対する編入学生数比率については、提言のあった学部学科において低く、当時もこの改善に努めていた。
	評価後の改善状況	<p>【大学全体】</p> <p>編入学の定員は、経済学部、経営学部、法学部の各学部で 15 名と定め、一般公募の編・転入学試験に加え、編入学指定校推薦入試制度を導入する等して、入学定員の確保に努めている。特に、編入学指定校の選定については、教学センターが窓口となり、志願者状況・入学者状況や卒業・就職状況等を検証し、3 年毎に学部を交え、指定校の見直しを行っている。課題は、各学部でカリキュラムの体系化が図られる中で、3 年次からの編入により、専門教育科目を学ぶことが難しくなりつつあること、現在、指定校となっている短期大学の中には、受入先となる学部で学ぶ専門領域との親和性が低い学科しかないところも含まれていることである。短期大学の数が減少していくなかで、編入学定員枠そのもの見直しも含め、適正な収容定員の確保に取り組む予定である（資料 1-4-1）。</p> <p>2020（令和 2）年 5 月 1 日現在の編入学定員に対する編入学生数比率については、経済学部経済学科が 0.44、経営学部ソーシャル・マネジメント学科が 0.25、法学部法律学科が 0.25、同法政策学科が 0.30 であった（資料 1-4-2）。</p> <p>改善状況については、自己点検・評価報告書等に集約したうえ、2020（令和 2）年 2 月 27 日開催の「全学自己点検・評価運営委員会」での審議</p>

	<p>を経た後、学長へ報告している（資料 1-1-4、1-1-5）。「全学自己点検・評価運営委員会」の議事録や配付資料については、学内の電子掲示板を通して教職員に共有している。</p> <p>【経済学部】</p> <p>編入学定員に対する編入学者数比率は過去5年平均で0.53倍である。編入学定員の充足率には課題があるものの、概ね、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているともいえる。</p> <p>なお、編入学には指定校推薦と編・転入学試験の枠を設けているが、編入学指定校は3年おきに見直しを図っている。</p> <p>【経営学部】</p> <p>2019(令和元)年度の入学生より、従来の学部3学科体制からマネジメント学科のみの1学科体制へと移行しており、2021(令和3)年度以降は学科ごとの編入学者数のばらつきは解消されることになる。2020(令和2)年度の編入学定員の充足率は経営学科1.43倍、ソーシャル・マネジメント学科0.33倍、会計ファイナンス学科1.00倍と、学部全体としては改善されており、ソーシャル・マネジメント学科については、大学評価(認証評価)受審時点に比べて微増の状態となっている。</p> <p>【法学部】</p> <p>引き続き、編入学試験が適正に行われているかを、教授会において確認する(資料1-4-3)。</p> <p>以上のように、各学部において適切に改善に努めている。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-4-1 「編入学指定校推薦調整会議議事録(平成31年4月19日開催)」</p> <p>1-4-2 「大学基礎データ」</p> <p>1-4-3 「法学部教授会議事録(令和2年5月20日開催)」</p>

<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
5	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	収容定員に対する在籍学生数比率が、修士課程・博士前期課程では経済学研究科が 0.15、法学研究科が 0.25、外国語学研究科が 0.27、博士後期課程では経済学研究科が 0.07 と低く、先端情報学研究科には在籍学生がいないため、改善が望まれる。
	評価当時の状況	大学院研究科の定員充足率については、総じて低い値となっていた。これを踏まえ、募集方法の見直しや新たな奨学金制度の導入、長期履修制度の導入等により、改善に向けて取り組んでいるところであった。
	評価後の改善状況	<p>【大学全体】</p> <p>大学全体の取組として、教学センター大学院担当では大学院委員会を通して、一般入試制度の他、学内推薦入試、社会人入試、外国人留学生入試に加え、直近では国費外国人留学生入試制度を設け、多様な入試制度を実施している。また、大学院生への支援策として、大学院生支援奨学金制度や学会等参加への援助制度を設ける等、大学院生の確保に努めている（資料 1-5-1、1-5-2）。加えて、より広報を強化するため、インターネット広告や、ホームページで研究者紹介を掲出する等、本学大学院の研究力、教育力、大学院生への支援制度を積極的に発信している（資料 1-5-3）。特に、自然科学系の研究科では、これらの取り組みが功を奏し、入学定員を確保する等、一定の効果が現れている。一方、提言のあった社会科学系、人文科学系の在籍学生数比率は慢性的に低いため、内部進学に係る広報、あらたな大学院生への支援制度の構築、適正な収容定員の見直しを検討している。これらの地道な取組みの結果、2020（令和 2）年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率については、修士課程・博士前期課程では経済学研究科が 0.30、法学研究科が 0.13、</p>

	<p>外国語学研究科が 0.09 と依然と低い数値であるが、博士後期課程では経済学研究科が 0.73、先端情報学研究科が 0.56 となり、増加傾向にある（資料 1-4-2）。</p> <p>改善状況については、自己点検・評価報告書等に集約したうえ、2020（令和 2）年 2 月 27 日開催の「全学自己点検・評価運営委員会」での審議を経た後、学長へ報告している（資料 1-1-4、1-1-5）。「全学自己点検・評価運営委員会」の議事録や配付資料については、学内の電子掲示板を通して教職員に共有している。</p> <p>【経済学研究科】</p> <p>2018（平成 30）年 9 月 19 日開催の研究科会議にて検討の結果、2019（令和元）年度から入学定員数を前期課程で入学定員を 10 名から 5 名（収容定員数 20 名から 10 名）、博士後期課程で入学定員を 5 名から 3 名（収容定員数 15 名から 9 名）に見直した（資料 1-5-4）。</p> <p>【法学研究科】</p> <p>法学研究科運営委員会が中心となり、進学説明会、入試説明会を全学の日程に追加して行うなど、受験者数の増加に努めてきた。引き続き、入学者確保のため、多方面の努力を行う（資料 1-1-7）。その一環として、法学部・法学研究科教員の研究内容を分かり易く紹介する小冊子『法学部教員 研究テーマ集』を新たに刊行した。</p> <p>【外国語学研究科】</p> <p>大学ホームページ及び『大学院案内』だけでなく、春学期と秋学期において、大学院入試説明会（個別面談も含む。）を開催し、大学院入学・進学希望者を募集している。外国語学研究科会議及び外国語学研究科自己点検・評価委員会において、受験者・入学者確保のための方策を持続的に検討し、定員充足を目指している（資料 1-5-5）。</p>
--	---

		<p>【先端情報学研究科】</p> <p>受験者・入学者ともにこれまで一定の実績があり、増加傾向にあると言える。今後も先端情報学研究科会議において、より一層の受験者・入学者確保のための方策の検討を行う（資料 1-1-8）。</p> <p>以上のように各研究科において適切に改善に努めている。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-5-1 「大学院委員会議事録（平成 30 年 10 月 30 日）開催」</p> <p>1-5-2 「大学院委員会議事録（令和元年 6 月 26 日）開催」</p> <p>1-5-3 「大学院入試説明会ポスター」</p> <p>1-5-4 「経済学研究科会議議事録（平成 30 年 9 月 19 日）開催」</p> <p>1-5-5 「外国語学研究科会議議事録（令和元年 5 月 15 日開催）」</p>		
<p><大学基準協会使用欄></p>		
	<p>検討所見</p>	
	<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1 2 3 4 5</p>